

2. 第2回土砂環境整備検討会以降の取り組み

相模川の土砂管理に関するこれまでの取り組み状況を図 2-1 に整理した。

第2回検討会以降の取り組みとして、関係機関（土地改良区、漁協）との「置き砂勉強会」および有識者（神奈川県内水面試験場）へのヒアリングを行っている。

以下にその際の指摘事項を記す。

(1) 関係機関との置き砂勉強会

1) 土地改良区との置き砂勉強会（H17.6）

土地改良区との置き砂勉強会では、磯部頭首工下流の置き砂候補地点Dでの試験施工についての了承を得た。

その他、試験施工実施に関し、下記の指摘を受けている。

- ・ 置き砂設置地点の上流への移動には、納得できるモニタリング調査結果が必要。
- ・ 置き砂の質（粒径）には十分配慮してもらいたい。

2) 漁協との置き砂勉強会（H17.11）

漁協との置き砂勉強会では、置き砂候補地点Dでの試験施工については了承を得た。試験施工に用いる土砂の質については、実物を確認した上で選定することを確認した。

その他、試験施工実施に関し、下記の指摘を受けている。

- ・ D地点と同様の質の土砂で実施するのであればやむを得ない。
- ・ 事前に置き砂に用いる土砂の確認をさせてもらいたい。

(2) 内水面試験場へのヒアリング（H17.10）

内水面試験場へのヒアリングにおいて、「置き砂土砂の質」および「モニタリング調査」について、下記の指摘を受けている。

A) 置き砂土砂に対する指摘事項

- ・ 置き砂土砂の質（粒径）は、水生生物の生育環境の観点から、十分配慮すること。
- ・ 泥・シルト分を用いると、「河床礫の表面に泥・シルトの堆積による付着藻類の更新が不活性化し、アユ等の魚類のエサの減少」や「泥・シルトの持つ粘着性により河床の固定化、浮石環境の減少」が生じる恐れがあるので好ましくない。

B) モニタリング調査に関する指摘事項

- ・ モニタリング調査での具体的な評価指標を定めておく必要がある。
- ・ 置き砂土砂の採取地点・採取状況を把握しておくこと。
- ・ また採取土砂が流下した際の濁りの度合いを沈降試験等により把握しておくこと。

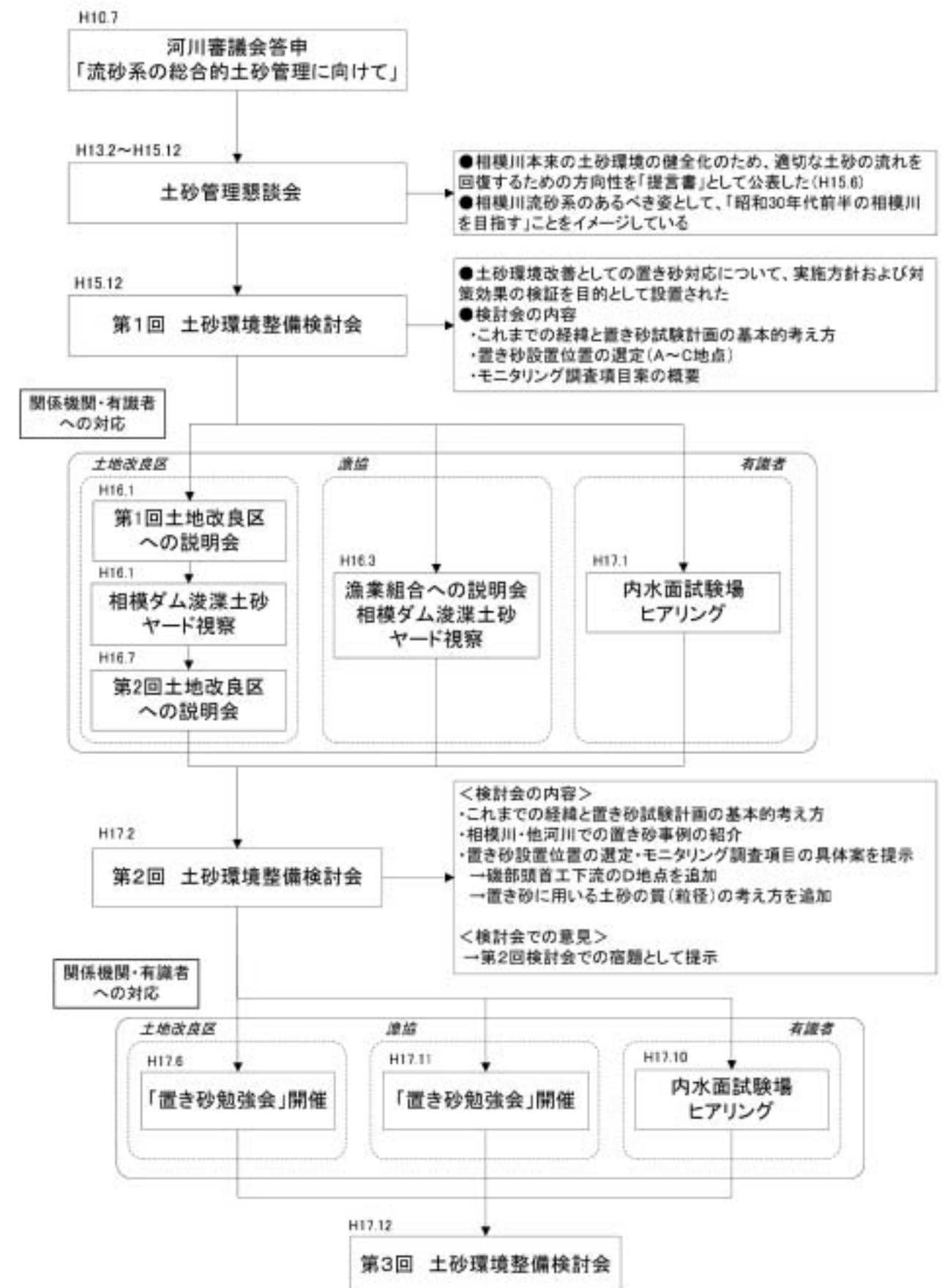


図 2-1 第3回土砂環境整備検討会までの取り組み